# 「定書」の与えた影響~

吉 廣 明

月次

はじめに

一、明治初頭の寺社に対する政策

二、明治維新直前の組寺

三、「寺院明細帳」「寺院明細簿」に見られる記述

小結

はじめに

としての素行や組寺間の慶弔に関する取り決めなど非常に細やかな内容まで定められており、幕府と寺院、本寺 拙稿「法華宗江戸組寺「定」について」において、江戸組寺の形成と運営について確認した。「定」では僧侶

<del>-</del> 69 -

得るために組寺内で協力体制・相互監視体制を取っていたという事実を示すことができた。 は樹家制度によって形成された密着した関係性を維持するために僧侶の普段の行為を戒め、またさらなる信仰を 本山が異なるなどの理由によって独自性を有した組寺間の和を尊重する規則を作成していたこと、庶民に対して と末寺という関係性のなかでは焦点が当てられてこなかった協同体である組寺という組織のあり方が示されてい た。江戸則の江戸在住の法華宗寺院が幕府や本山といった上部組織が定めた法令を遵守することを第一義とし、

ことができない。 を発する神仏分離・廃仏毀釈の動きに江戸組寺がどのように対応していったのか、「定」の記録からは確認する うに対応していったのか、特に明治元年(一八六八)三月に出された太政官布告、いわゆる「神仏分離令」に端 游体制の崩壊、明治新政府の成立と、激動の時代を迎えることとなる。こうした激動の時代に江戸組寺はどのよ での記録である。しかし、周知のように、同年十月には王政復古の大号令、翌年には明治へと改元がなされ、幕 この「定」の巻末には「定」制定以降の住職就任記録が残されているが、それは慶應三年(一八六七)三月ま

から明治維新にかけての激動の時代を江戸組寺がどのように乗り越えていったのかの一端を明らかにしたい。 本稿では、明治初頭に作成された『寺院明細帳』(明治五年成立)、『寺院明細簿』(明治十年成立)を基に、幕末

### 、明治初頭の寺社に対する政策

きたい。揺稿でかつて述べたが、江戸組寺の中にでは「講」や神仏習合の姿があった。そのため、いわゆる神仏 改めてではあるが、 明治初頭に行われた、神仏分離、廃仏毀釈とはどういったものであったのか、確認してお

分離令、廃仏毀釈の影響を大きく受けていたことが考えられる。

神仏分離会

社にはそのとりはずしを再度命じている。閏四月四日には、別当・社僧は還俗の上、神主・社人の名称にか (二) 神体を仏像としている神社は仏像を取り払うべきこと、また本地仏・鰐口・梵鐘もとりはずすべきこ 十一日後の三月二十八日には、(二)神名に仏教的用語を使用している神社の書上げを命ずるとともに 十七日には、全国の神社に対し、神仏習合のため「別当」「社僧」と呼ばれていた僧侶に還俗を命じている。 の過程で神社の中から仏教的色彩を排除しようとしたのが、神仏分離政策である。明治政府は明治元年三月 連の布達を総称していう。明治政府は江戸時代の仏教国教化政策を否定し、神道国教化政策をすすめた。そ 明治政府が発布した法令で、明治元年(一八六八)三月十七日「神祇事務局ヨリ諸社へ遠」を初見とする一 国学者や神道家たちの勢力が強い地域での仏教寺院の弾圧はすさまじかった。一方仏教寺院からの大反発を 分離にとどまらず、廃仏毀釈運動を展開し、全国各地の廃仏の実態は枚挙にいとまがないほどである。特に の波にのり、これまで僧侶の風下におかれていた神官たちは、この時とばかり明治政府の威をかりて、 の者の家族に至るまで、仏教式の葬祭をやめ、神道式の葬祭を行うよう布達された。これは江戸時代以来続 発している。たとえば明治元年四月十日、「社人共俄ニ威権、陽ハ御趣意ト称シ、実ハ私憤ヲ霽シ候様ノ所 うけた明治政府は、神仏分離が廃仏毀釈でないことをしばしば力説している。そして過激な行動には警告を いた寺譜制度の否定である。このように神社から仏教色をとりさって行く政策が着々ととられていった。こ などを命じている(神仏分離令)。四月十日にも神体が仏像の神社、本地仏・鰐口・梵鐘をもっている神 神道に転ずべきこととの布達が出され、僧侶→還俗→神官のコースが設定された。同月十九日には神職

明治初頭における江戸組寺の動向~「定書」の与えた影響~(三吉廣明)

りもなおさず全国各地で廃仏毀釈が行われたことを意味している。(以下略) 混淆不レ致様、先達御布令有レ之候共、破仏之御趣意ニハ決而無レ之処」と布達した。しかしこのことはと 御政道ノ妨ヲ生ジ」るので心得違いのないようにさとしているし、同年九月十八日、「神仏

中で当時の住職や檀信徒が、寺院を護持したということは注目に値するであろう。 転の時から猿江稲荷別当職を兼ねていたため、場合によっては還俗の対象となっていた可能性もある、そうした な長國寺などでは、場合によっては全て神道とされていた可能性も存在する。特に妙壽寺の場合は、猿江への移 た僧侶の選俗などから確認できる。その中で江戸組寺、特に猿江稲荷の別当寺であった妙壽寺や、酉の市で有名 神仏分離といえば、いま挙げたように、神社から仏教色を排除する動きについてが主であったことがわかる。 同時に仏教寺院に含まれる神道的要素についても言及がなされていることも「別当」などと呼ばれてい

廃仏毀釈

見ることができる。このことから廃仏毀釈の思想が民衆にかなり広範囲に定着していることがわかる。この ような動きに対して、各潴に残存している史料をみる限りにおいても、潴の法令の中に、寺院僧侶の生活の 者の数は枚挙にいとまがないほどである。一方民衆の批判は各地に数多く散在する庄屋(名主)目記に垣間 潞・水戸潞・岡山藩)ほどではないが、廃仏毀釈の思想は全国各地に伝播していった。近世中後期の廃物論 念した。当然のことながら識者の批判の的となり、右の三藩(筆者注:近世中期に廃仏毀釈が行われた会津 とした僧侶たちは、自宗の信仰はもとより、教学や修行に対する厳しさをなくし、信仰抜きの民衆収奪に専 江戸時代にも小規模ながら各地で行われている。(中略) 江戸時代寺請 仏教寺院や僧侶を排斥する思想や行動。廃仏毀釈が全国的な運動として展開するのは 制度により檀家を寺院の経営基盤 明治初年であるが、

ŋ これまで際限なく収奪していた寺院僧侶に対して徹底的に批判がなされることになった。幕滞領主はもとよ **葬祭への出費の制限などがみられ、おびただしい統制が繰り返されている。(中略) このように幕末には、** 華美に対する批判、堂塔伽藍の寄付の制限、墓石の寸法の制限、戒名料の制限、 方寺院僧侶から収奪の限りをつくされていた民衆も廃仏毀釈運動にはこぞって参加し、堂塔・伽藍や、 代の仏教国教が神道国教に急旋回し、伊勢神道を頂点とする神道国教化政策が着々と推進されていった。 多くは、復古神道を信奉する者であったため、当然敬神廃仏すなわち廃仏毀釈に赴いた。この時点で江戸時 すなわち明治元年(一八六八)明治政府は神仏分離令を施行した。しかも政府の神祇事務局の指導者たちの にも寺院の現状に対する批判・反省を強調する者がでてきたということはいうまでもない。このような時期 儒者・国学者・水戸学者・神道学者たちの批判の矛先はきわめてするどく、また批判される仏教者の側 宗祖の遠忌の寄付の制限、

(一八七二) 十一月八日に出された太政官布告第三百三十四号にも示されている。そこには 『国史大辞典』には記述がないが、全国各地では無梲・無住寺院の破却が多く行われていた。それは明治五年 、時代の信仰をくつがえすとともに、国家神道推進の強力な思想として展開していったのである。。

像・仏画・絵巻物・経典・仕物などの破却・焼却に手を貸した。(中略) 以上のように、廃仏毀釈運動は江

諸寺院中總本寺本山ヲ除ノ外無檀ニシテ無住ノ向ハ自今渾テ被廢止候條各地方官ニ於テ夫々廢寺處分ノ上宗

名寺號共詳悉取調教部省へ可届出候事

但佛像什器等ハ本寺法類ノ内最寄寺院へ合附爲致堂宇建物ノ儀ハ最初營造ノ次第ヲ追ヒ官營ハ公収シ私造ハ其人 民所分ニ可相任官私ノ別不分明ノ向ハ適宜ニ取計ヒ趾地所置ノ儀ハ總テ大藏省へ可伺出候事 江戸組寺に於いても、住職不在という事態は許されない状況にあったと考えられる。

とあり、

明治初頭における江戸組寺の動向~「定書」の与えた影響~(三吉廣明)

その上で、明治維新期(明治元年~明治一〇年までとして)の仏教史を概観したい。

表1 明治維新期における**耶**項

| 明治六 一八七三 二十七:芝の増上                             | サイカーバー 大工九:本派寺院の取り           |   | 明治四 一八七一 八十八:神祇官が一一八十八:神祇官が上     | 明治三 一八七〇 閏一〇十二〇:民    | 明治二 一八六九 一一三:「大教皇 | 七一八:太政官・                    | 明治元 一八六八 三十二八:神仏知                                       |
|---|------------------------------|---|----------------------------------|----------------------|-------------------|-----------------------------|---|
| 一十:芝の増上寺に大教院が移される  一十一○:大教院が東京紀尾井坂の紀州邸跡に設置される | 、無住、無椬の寺院は廃寺処分り締まりのため、各宗に管長一 | 四1二八:教導職に対して「三条の教則」が交付される四1二五:教導職が設置される、僧侶の肉食妻帯蓄髪が許可される三1一四:神祇省が廃されて教部省が設置される | 一〇1三:宗門人別帳が廃止される 八1九:社寺領上地令が出される | 関一〇-二〇:民部省に寺院寮が設置される | ーー三:「大教宣布の詔」が出される | 七ー八:太政官・神祇官・民部省・宣教使などが設置される | 三十二八:神仏判然令が出され(神仏分離)、廃仏毀釈が起こる三十一三:神祇官最高・祭政一致の太政官布告が出される |

| 明治十                |                                   | ij<br>it | 1                             | 明治七                     |                       |
|--------------------|-----------------------------------|----------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| ا بانانا           |                                   | 八七五      |                               | 一八七四                    |                       |
| ーー一九:内務省に社寺局が設置される | 一ー一一:教部省が廃止され、社寺・教務関係事務は内務省の所属となる |          | 五1三:島地黙雷らの大教院分離運動により大教院が解散となる | 八七四 三一一二:各派ごとに管長一名が置かれる | 二ー二四:キリシタン禁制の高札が撤去される |

概観ではあるが、所轄官庁の変更や廃止、それまで行っていた戸籍業務の廃止など、寺院にとっては死活問題

#### 二、明治維新直前の組寺

ともなりうる状況にあったことが言えよう。

ず、推測した箇所もある。 の記録のみあり、交代記録の無い寺院については、各寺院に確認したものの戦災等で十分な史料が現存しておら 越えていったのであろうか。まず、「定」に記された、明治維新直前の各寺院の住職を示す。「定」には住職交代 上記のような動きの中で、江戸組寺は当時どのような活動をしていたのか、そしてこの危機をどのように乗り

表 2 明治維新期直前の江戸組寺住職一覧

| 消離寺         | 真源寺       | 妙泉寺 | 本性寺     | 光隆寺    | 法昌寺       | <b>啓運寺</b> | 妙壽寺             | 長國寺     | 本光寺     | 乗泉寺     | 感邀寺       | 水隆寺       | 寺院名   |
|-------------|-----------|-----|---------|--------|-----------|------------|-----------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-------|
| 男           | 瓊         |     |         | 日照     | 日音        | 田照         | H<br>Ŧ          | 有有      |         | H<br>bj | <br>  (3) | 12        | 住職名   |
| 好談院         | 慈生院       |     | 一如院     | 本电键    |           |            |                 | 泰央院     | 事妙院     |         | 茶逐院       | 教導院       | 院分等   |
| 安政四巳年五月     | 安政四巳年十一月  |     | 慶應二年寅二月 | 慶應三年三月 | 嘉永五壬子年三月  | 嘉水三戍年十一月   | 安政三辰年十一月        | 文久二年戊六月 | 慶應元年丑八月 | 安政三辰年   | 安政六年未三月   | 慶應元年止七月   | 人院時   |
| 五十六歳        | 四十五歲      |     | 三十九歳    | 四十歳    | 三十五歲      | 三十四歳       | 二十七歳            |         |         | 二十八歲    |           | 二十段       | 年齡等   |
| 城州伏水隆閑寺樹林玄能 | 細草談所文句八之節 |     | 龜檢玄能    | 銀位中座   | 伏見妙龜山玄義七席 | 沼田檀林中座寮    | 巳(著者注:安政四年)五月披露 |         |         | 細草植林中座席 |           | 九月披露 細草中座 | 師弟関係等 |

者や、光長寺末の法昌寺に伏見大亀谷樹林からの住職が就任、また『歴代譜』によれば、妙蓮寺末の清雄寺の日 とは関係なく、様々な所から招聘されていることが分かる。能興両山末であった永隆寺に細草檀林から入寺した 「定」の記録に従うならば、彼らが江戸期最後の住職となる。彼らの経歴を見ると、既に各本山にあった檀林

**勇師は光長寺末の湯船本蓮寺から入寺していることが記録されている。これらの例のように、本山の意向ではな** く組寺のネットワーク、各住職のネットワークに依って、就任するようになっていたことが推測できる。

本堂が建立、原因は不明であるが法昌寺も明治十年時点で仮本堂であったことが、各寺院の記録等から確認出来 の地震で本性寺本堂が倒壊し明治十年時点で未再興、安政三年の大風にて感応寺本堂が倒壊し、慶応二年に仮設 配されており、寺院運営の要とも言える住職が、欠けることのないよう運営がなされていたことが分かる。 なお、幕末~明治初頭において、江戸では上野戦争が起こり、当時仲御徒町にあった啓運寺が焼失、安政二年 また、残念ながら妙泉寺については、「定」から住職の存在は確認出来ていないが、各寺院にそれぞれ住職が

# 三、『寺院明細帳』『寺院明細簿』に見られる記述

以下に一例を挙げる。 院明細帳』は正式には『日蓮宗・時宗本末一派寺院明細帳』といい、東京府によって取り纏められたものである。 治五年六月に教部省より出された通達を受けて、各府県単位で取り纏められたものである。当宗に関連する 次に、明治五年に編纂された『寺院明細帳』に見られる記述について確認していく。『寺院明細帳』とは、明

写真1 【日蓮宗・時宗本末一派寺院明細帳】 [長國寺] の項

日蓮宗勝谷派

不史津縣管轄上怒国長柄郡等兼村 舊山寺末 東京下谷龍泉寺村

関祖本山鹫山寺茅十三世日乾宽水七康 寅年三月 創立

大汤用棺材\*\*打了三十七ヶ干降学明十丁页年十月十二日全村炒應寺\*\*\*

境丹 五千三十八坪 年貢地

檀家 四十軒

数、住職名 記載内容としては、 年齢 宗派、本山所在地、 境内地、檀家数 本山、 寺院所在地、 山号、 寺院名、 創立年、 開基開山、 現住職略歷

ft

ともなっていた。その中で、江戸組寺はどのようにその危機を乗り越えたのであろうか。 と、寺院の基本的な情報が網羅されている。先に挙げた太政官令にもあるように、無檀・無住の寺院は破却対象

学歴、入寺時に分けて示した。掲載順については【寺院明細帳】の頁順に従った。 以下に、江戸組寺十三カ寺がどのように記載されているのか、一覧を示す。なお、住職略歴については、 出自

## **表3 「寺院明細帳」記載の住職一覧**

| 水降等  | 本性寺            | 妙泉寺            | 本光寺                                 | 長岡寺  | 寺院名 |
|--|----------------|----------------|-------------------------------------|--|-----|
| 二十二世   | 但住職無之、         | 但住職無之、         | 十六世                                 | 11十二章                                      | 歴世  |
| II<br>Of   |                |                | П<br>В                              | H<br>全                                     | 住職名 |
| 十四歳  | 4所太平町-         | 华所太平町-         | 三十九歳                                | 五十七歳                                       | 华岭  |
| 都宁郡新庄村本隆寺二於子得度<br>西年四月八日小田懸管轄備中国<br>産三吉三右衛門長男、嘉永二已<br>小田懸管轄備後国深津郡福山之 | 東京本所太平町水隆寺日研兼務 | 東京本所太平町水隆寺日研兼務 | 東京下谷万年町二丁目之産○池 <br>  東京下谷万年町二丁目之産○池 | 寺ニ於テ得度<br>文政十丁亥十月十三日仝村妙聴<br>本更津県管轄上総国長柄郡入山 | 出自  |
| 修学   |                |                | 上総州大沼田樹林ニ於テ二十七                      | 年宗学、年宗学、                                   | 学歷  |
| 慶應元乙止年七月   |                |                | 明治四辛未年十月                            | 明治三庚午年五月                                   | 入院時 |

|              |                |  |                  |            | 記録無し       | 啓運寺         |
|--------------|----------------|--|------------------|------------|------------|-------------|
|              |                | 務  | 常村感题寺日領兼務        |            | 但住職無之、     | 法昌寺         |
| ケ<br>年<br>修  |                | テ得度<br>甲午年七月七日全所本光寺二於<br>産、宗田半右衛門三男、天保五<br>産、宗田半右衛門三男、天保五  | 四十七歳             | li<br>ब्रॉ | ·<br>比     | 感题等         |
| T<br>ケ<br>年  |                | 於子得度<br>年已丑年四月八日全所大本寺二<br>産、山地嘉兵衛三男、文政十二<br>香川懸管轄讃岐国香川郡高松之 | 五十一歳             | 漢正         | 二十二世       | 光<br>隆<br>寺 |
| 年修           | 上総州細草檀林ニ於テ五ヶ年修 | 村感應寺ニ於テ得度男、文政七甲申年十月十三日常常府小川町之産、本田政五郎次                      | 六<br>十<br>五<br>歳 | 日有         | 十八世        | 真源寺         |
|              |                | 7日守兼務  | 東京猿江町妙壽寺日守兼務     |            | 但住職無之、     | 清雄寺         |
| ή:<br>0≸     | 上総州細草棺林ニ於テ九ヶ年修 | 得度<br>中国御野郡濱野村松壽寺ニ於テ中国御野郡濱野村松壽寺ニ於テル田懸管轄備<br>を三吉三右衛門次男、万延元庚 | 二十八歳             | 斑          | 士<br><br>世 | 乗<br>泉<br>寺 |
| - <u>-</u> - | 年修学            | 於當寺得度<br>夫次男、天保八丁西年二月八日<br>東京本所町之産、土族小島利大                  | 川上二歳             | ();<br>[]  | 比此         | 妙壽寺         |

明治初頭における江戸組寺の動向~「定書」の与えた影響~(三吉廣明)

乗泉寺 参壽寺

米田日領 三吉日誠

永隆寺

少講義権中講義

沿雄寺

権少講義

奥山

道

寺の住職は頻繁に交代がなされていた。その中で、明治初年の廃仏毀釈、神仏分離という宗教政策の大変動に対 して、住職の就任や兼務といった手段で組寺を守ろうとしていたことが見て取れるのではないだろうか。 明治初頭にかけて入院していたことがわかる。拙稿「法華宗江戸組寺「定」について」で挙げたように、 日号が異なることから別人物であり、誤記の可能性が高いと思われる。いずれにせよ、どの住職も慶應年間から 永隆寺の日研師については、先に挙げた表2の教導院日穏師と就任年月日が同一であるが、年齢が異なることや 先に挙げた江戸末期の住職一覧と対照すると、明治五年まで住職を勤めていたのは妙壽寺の日守師のみである。 江戸組

院における住職名を見ていく。願は『寺院明細帳』の願に従った。

次いで明治十年に纏められた「妙満寺八品・興門本成寺・黄蘗・時宗明細簿」(通称「寺院明細簿」)中の各寺

**表4 「寺院明細簿」記載の住職およびその肩む一覧** 

本性寺
中講義
石濱目勇
啓蓮寺
教導職

本光寺
教導職試補
田中要存
整應寺
教導職

長國寺
松尊職試補
田中要存
整應寺
教導職

長國寺
松尊職
出事
上品寺
教導職

本出寺
教導職
出事
上品寺
教導職

本性寺
中講義
上品寺
教導職

本性寺
中講義
上品寺
教導職

本性寺
中講義
上品寺
教導職

本性寺
中講義
上品寺
教導職

本院寺
中議会
上品寺
教導職

本院寺
和導
上品寺
教導職

本院寺
和導
上品寺
教導職

本院寺
和導
上品寺
教導職

本院寺
和導
上品寺
教導

本院寺
和導
上品寺
教導

本院寺
和
上品寺<

| 啓運寺   | 法吕寺   | 感應寺   | 光隆寺  | 真源寺  |
|-------|-------|-------|------|------|
| 教導職試補 | 教導職試補 | 教導職試補 | 英三   | 少講義  |
| 板倉日順  | 森本實傳  | 邨山亮廳  | 能受降継 | 迎池日経 |

彼らの肩書については、 明治五年に制定された教導職に基づくものであり、その階位は次の通りである。

表 5 教導職階位

| 階級   |   |
|------|---|
| 大教正  | ١ |
| 権大教正 |   |
| 中教正  |   |
| 権中教正 | ľ |
| 少教正  |   |
| 権少教正 |   |
| 大湖義  |   |
| 権大講義 |   |
| 中調義  |   |
| 権中講義 |   |
| 少满義  |   |
| 権少講義 |   |
| 調導   |   |
| 権訓導  |   |

**皆久論争の中で妙蓮寺が独立を目指していたという大きな問題を抱えていた法華宗においてはその解決のために** ら知る人物であったことが分かる。加えて日研師は明治十一年(一八七八)には管長代理に就任しており、当時、 交代が難しくなったことを受けて管長代理に就任している。また、永隆寺の三吉日研師は、長國寺の日全師より 依れば、明治十二年(一八七九)六月に大教院で行われた八品派四山と妙蓮寺との皆久間答の対決を受け、管長 に移った三吉日誠師がいる。その他、組寺住職の中で最も高位であった本性寺の石濱日勇師は『法華宗年表』に 組寺とも言える状況であったことも附言しておきたい。 中心的な役割を果たしていたことが言えよう。このように、宗門のために、明治初頭の法華宗を支えたのは江戸 二十三歳も年少であったにもかかわらず、教導職としては上位の権中講義に任ぜられており、江戸組寺を古くか 明治五年の【寺院明細帳】と同一人物として、長國寺の木島日全師、永隆寺の三吉日研師、乗泉寺から妙壽寺

駆使しながら、寺院運営に尽力していた様子を見ることができるのではないだろうか。 に明治政府の宗教政策が二転三転していく中で、寺院、宗門を護るべく、それぞれの住職が組寺という繋がりを また、明治五年の「寺院明細報」では楽務もしくは不明であった各寺院にそれぞれ住職が配され、 先述のよう

#### 四、小結

う。その中で、本山にこだわらないネットワーク、個々の人脈を用いての協力体制、宗門を支えるために尽力し 乗り越えたのか、どのようにして寺院を護ったかという姿は現在の寺離れ、仏教離れといった問題に対しての答 た江戸組寺の住職の姿は現代に於いても参考になり得ると確信している。 れまで知られていなかった法華宗の歴史の一端を埋めるものとなるであろう。と同時に先師が激動をどのように 組寺に関する記述はほとんど確認出来ない。その中で「定」の記録や「寺院明細帳」、「寺院明細簿」の記録はこ や第二次大戦時の空襲、移転や脱宗派等により、史料が散失・焼失しており、『法華宗年表』を確認しても江戸 えになり得るのではないかと考えられる。現状、無住寺院の増加は法華宗のみならず全宗門に亘る問題と言えよ ークを駆使して組寺を守ろうとしていた事実を確認することができた。残念ながら江戸組寺の大半は関東大震災 江戸末期から明治維新期における江戸組寺の様子について少しく確認した。様々な史料から、様々なネットワ

することで、江戸組寺についてさらに考察を深めたい。 今後は今回確認出来た史料を基に、江戸組寺各寺院に対して調査を行い、その創立から近代までの動きを整理

Ħ‡

- (1) 三吉廣明稿「法華宗江戸組寺「定」について」桂林学義第三〇号 表3 五三~五四百 **令和元年** 四七~七八百
- 明治初頭における江戸組寺の動向~「定書」の与えた影響~(三吉廣明)

- (3) 前揭稿 六二~六七頁
- (4)国史大辞典編集委員会編『國史大辭典』第七卷 九二〇頁
- (5) 同右 第十一卷 四六七~四六八頁
- (6)本表は大谷栄一・吉永進一・近藤俊太郎編【近代仏教スタディーズー仏教からみたもうひとつの近代―】法蔵館 平成二八年。二六五頁の「日本近代仏教史年表」に加筆修正したものである。
- (7)前掲三吉論文 表3より抜粋
- (8)法華宗東海教区宗務所編『法華宗東海教区寺院・教会歴代譜:大本山光長寺関係全寺院・教会』法華宗東海教区 宗務所。平成二七年
- (日) 前掲三吉論文 表3参照の事。

(9) 同右、八八頁

(12) 『日連宗明細簿・3冊ノ内・区之部・明治10年調製』 東京都立公文書館蔵

(10)「日蓮宗・時宗本末一派寺院明細帳・東京府管轄武蔵国」東京都立公文書館蔵

- (1) 法華宗宗門史編纂委員会編『法華宗年表』 法華宗(本門流)宗務院 昭和四七年

<u>15</u>

同右 同右

一九三頁 一九四頁

- 84 -